

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第7、議案第8号 松崎町行政手続条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第8号は、松崎町行政手続条例の一部を改正する条例についてです。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） 議案第8号 松崎町行政手続条例の一部を改正する条例ですけれども、これは法律の要件に適合しない行政指導の中止と、それから行政指導を求める制度を整備するもので、国民の権利、利益の保護の充実に資するためでありますので、賛成をいたしま

す。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 松崎町行政手続条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---